

贖罪寄付のご案内

[しょくざいきふ]

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会では贖罪寄付をお受けしています



日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は、弁護士法により設立された公的法人であり、人権の擁護と社会正義を実現する活動の一環として、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。

【 贖罪寄付について 】

贖罪寄付とは、所得税法違反・法人税法違反・覚醒剤取締法違反など、いわゆる「被害者のいない刑事事件」や、被害者に対する示談ができない刑事事件などにつき、被告人・被疑者の方が寄付を行うことにより、事件への反省の気持ちを表すためのものです。

改悛の気持ちを込めてなされる贖罪寄付は裁判所により情状の資料として評価されています。

寄付金はどのように使われます！

日本弁護士連合会並びに各地の弁護士会が実施する法律援助事業における各種法律相談・訴訟手続の援助など、資力の乏しい方の援助事業利用のために有効に使われます。

【 手続について 】

～ 手続は簡単です ～

ご寄付のお申込み

所定の「贖罪寄付申込書」に必要事項をご記入ください

- * 必要事項 申込者のお名前 寄付者の住所・お名前
被告人・被疑者の方のお名前
係属裁判所名・係属事件名
ご寄付の趣旨・ご寄付の金額
受任弁護士氏名・登録番号・所属会

受任弁護士にご相談のうえ、受任弁護士所属の弁護士会へお申込みください

* ご参考：弁護士会代表電話番号

http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/bar_association.html

証明書等の発行

ご寄付がなされますと、寄付者に弁護士会から「領収書」と「贖罪寄付を受けたことの証明書」を発行いたします。

* 詳細は、弁護士会
もしくは
日本弁護士連合会
にお問い合わせください

【担当】
日弁連業務部
業務第二課

03-3580-9934/9859

贖罪寄付申込書

年 月 日

日本弁護士連合会・ 弁護士会 御中

申込者 印

下記の通り、贖罪寄付の申込をします。

記

1. 寄付者 (本人の場合には、現在の居所でも構いません)

住 所

氏 名

(寄付者が本人と違う場合、その続柄)

2. 被告人・被疑者

氏 名

3. 係属裁判所 裁判所 支部 刑事 部

4. 係属事件名

5. 寄付の趣旨

定 型 心よりの反省と贖罪の意を表する為

その他

6. 寄付の金額 円

7. 受任弁護士名

所属弁護士会 () 登録番号 ()